

3. 4. 1 <情報セキュリティ関連の該当貨物に係る技術>

[政令] 外為令別表、9の項（1）

輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの

1) 9項貨物は13種類に分類されているが、9項該当貨物の設計、製造又は使用に係る技術と大括りになっている。詳細は省令を見ることになる。

[省令] 第21条第1項

外為令別表の9の項（1）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。  
 第一号 ～ 第十七号

1) 9項貨物には通信関連貨物と情報セキュリティ関連貨物が個々に規定されているが、21条1項には各々貨物に係る技術が混在している。下表に21条1項各号と規制対象貨物の関係を示す。

表3-4-1 ○=通信関連、 ●=情報セキュリティ関連

省令21条1項 号番	対象貨物の区分		規定技術の種類	
	通信関連	情報セキュリティ 関連	技術 (除、プログラム)	プログラム
一号	○		○	
二号	○	●	○ ●	
三号		●	●	
四号	○		○	
五号	○			○
六号	○			○
七号		●		●
八号	○			○
八号の二		●		●
九号		●		●
十号		●		●
十一号	○		○	
十一号の二	○		○	
十二号		●	●	
十二号の二		●	●	
十三号	○		○	
十四号	○			○
十五号	○	●		○ ●
十六号		●	●	
十七号		●		●

2) 本節では、情報セキュリティ貨物に係る技術の解説を行う。(通信貨物に係る技術については、2. 3、2. 4を参照のこと。)

3) 貨物等省令第21条第1項第九号では、暗号装置など情報セキュリティ貨物と同等の機能等を有するプログラムを規定しており、暗号機能をプログラムのみで実現する場合、そのプログラム自体を規制対象としている。

すなわち、情報セキュリティ機能を有するプログラムの該非判定をする場合は、情報セキュリティ機能で該当の貨物が存在するか否かに関係なく、言いかえるとそのプログラムが搭載される貨物の該非結果に関係なく、貨物等省令第21条第1項第九号に基づく該非判定をする必要がある。これらのプログラムは、外為令別表の9の項(1)「輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」の規制に含まれるので注意が必要である。

従って、運用通達の解釈の「貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又は部分品」における「貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものは除く。」の記述に従って貨物が非該当になった場合でも、プログラムは貨物等省令第21条第1項第九号に基づいて該非判定をする必要がある。

4) 「情報セキュリティ貨物」とは、以下のものを指す。

- ・暗号装置(省令8条九号)
- ・暗号機能有効化手段となる貨物(省令8条九号の二)
- ・情報伝達信号の漏えい防止装置(省令8条十号)
- ・秘密保護機能を有する情報通信システム(省令8条十一号)
- ・盗聴の検知機能を持った通信ケーブルシステム(省令8条十二号)

5) 図3-4-1に、情報セキュリティ貨物に関する規制技術の関係を示す。